

復興推進委員会の役割について（福島国際研究教育機構関係）

1. 復興推進委員会の役割について

（１）復興推進委員会への意見聴取

主務大臣は、福島国際研究教育機構の

- ・ 中期目標を定めるとき
- ・ 各事業年度に係る研究開発等業務の実績等に関する評価を行うとき
- ・ 中期目標の期間の終了時の検討を行うとき

には、あらかじめ復興推進委員会の意見を聴かなければならない。

※同時に、総合科学技術・イノベーション会議にも意見を聴くこととなる。

（２）復興推進委員会への意見聴取規定を設ける趣旨

独立行政法人においては、中（長）期目標の作成や業績評価に当たり、府省横断的・政府統一的に、客観性・中立性・公正性の観点から、独立行政法人評価制度委員会が点検を行うこととされている。

福島国際研究教育機構については、客観性・中立性・公正性の観点に加え、福島をはじめとする東北の復興の状況を踏まえてその運営状況等を調査審議する必要があることから、中期目標の作成や業績評価等に当たり、復興推進委員会に意見聴取を行うこととなる。

2. 今後の進め方について

令和５年４月の機構設立に向けて、令和４年度において、機構の中期目標の策定作業を進める必要がある。機構の中期目標の策定に当たっては、令和４年度後半に復興推進委員会からの意見聴取を予定している。

意見のとりまとめに当たっては、委員会の下に評価の実務的な作業を行う体制を構築することが考えられるところ、その構成員等、具体的な手続きについては、今後、委員長に御相談の上、次回委員会でお諮りしたい。